

鹿児島県では、飼い猫の適正飼養の推進と終生飼養の徹底についての啓発を図るため、2月を「猫の適正飼養月間」と定め、積極的に県民へ啓発をおこなうこととしています。

猫の飼い主の方へ



①室内で飼いましょう。

交通事故や猫同士のケンカ、感染症などから猫を守りましょう。また糞尿やごみを荒らすなど、周囲の方への配慮も飼い主の責任です。野良猫に餌を与えていたり、飼い猫となっていますので、猫のトイレを設置するなど責任を持って管理しましょう。

②不妊・去勢をしましょう。

猫は春と秋に繁殖期があり、1回の出産で数匹の子猫が生まれることがあります。不幸な命を増やさないためにも実施しましょう。また子猫を捨てることは絶対にやめましょう。

③所有者明示をしましょう。

家から脱走したり突然の災害で行方不明になることもあります。マイクロチップや連絡先を書いた首輪をつけることで、飼い主のもとへ戻ることができます。

また飼い犬についても、責任をもって正しいルールで飼いましょう。



犬の飼い主の方へ



町内で捨て猫の多い場所

①犬は登録と狂犬病予防注射を必ず受けましょう。

犬は狂犬病予防法により生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。また死亡届や所有者変更届も必ず提出しましょう。

②社会のルールやマナーを守りましょう。

犬を散歩する際は必ずリードをつけて、糞は持ち帰りましょう。

③不妊・去勢をしましょう。

飼い主には終生飼養の責任があります。不妊去勢手術をしてきちんと世話ができる頭数にしましょう。

④所有者明示をしましょう。

雷や打ち上げ花火に驚いたり、繫留具が切れたりして迷子になることがあります。首輪に鑑札を付けるか、飼い主の名前、連絡先を記入しましょう。

飼っている犬や猫が迷子になった場合には、大崎町役場または志布志保健所までご連絡ください。**鹿児島県動物愛護ホームページ**や大崎町役場のホームページでは保護した迷い犬猫などの情報を掲載しております。



鹿児島県動物愛護
ホームページ



大崎町役場
迷い犬猫について

【お問い合わせ先】 環境政策課 ☎476-1111 環境衛生係(内線161)、環境政策係(内線163)